

iGAAP in Focus財務報告

Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、引き続き不確実なマクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているかについて透明化を確保することを期待している。

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時なサステナビリティ関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。

不確実性と財務報告

全般的なインフレと金利上昇

多くの経済における高水準のインフレ率と市場金利は、将来のキャッシュ・フローの予測と現在価値の計算に依存する財務報告の複数の側面に影響を与える。一部の経済では現在、インフレ率及び金利は安定又は低下しているものの、企業が関連するリスクにさらされ続けているため、以下の検討事項が引き続き適用される可能性がある。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号「資産の減損」は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている資産の割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがない場

合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割り引かなければならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約の引当金の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数理計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとする場合、IFRS第9号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マ

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトをご参照いただきたい。

(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/closing-out-2024>)

ネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。

- 金融機関以外の企業が、顧客が未払額の支払いに苦闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失はより重大 (significant) になる。

割引率とキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算内で内部的に整合しており、異なる目的で実行される計算間で整合していなければならない。

エネルギー価格の変動

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減するための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約 (PPA) のような再生可能エネルギーの長期契約を締結することが増えている。

フィジカルPPAは、再生可能エネルギー発電施設 (風力発電所や太陽光発電所など) で発電された一定量の電力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー・クレジット (REC) も受け取る。再生可能エネルギー源から発電される電力の時期/量は予測可能でない可能性があり、PPAで契約した電力の一部が買手が必要としない時期に生産された場合、買手は売却することが要求される。

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか (その場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される) の評価を含む、フィジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。したがって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPAの主要な条件 (例えば、価格、期間及び契約電力量) と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約 (VPPA) を締結する場合もある。通常の

VPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引き渡されるのはRECのみであり、その結果、「自己使用」の評価はRECにのみに関連する。電力価格にリンクする変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティブを表す。RECの購入が「自己使用」の要求事項を満たし、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価値 (FVTPL) で別個に会計処理される。理論的には、密接に関連していない組込デリバティブをスポット・レートによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジ手段として利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、実務上、契約の量 (想定元本) の変動性により、達成される可能性は低い。

2024年5月、IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正を提案する公開草案「再生可能電力に係る契約」を公表した。具体的には、

- 自己使用の要求事項について
 - 再生可能電力を購入し引渡しを受ける契約にIFRS第9号の2.4項を適用する際に、企業が考慮することを要求される要因を含める。
 - 発電の源泉が自然に依存している。
 - 購入者が数量リスクのほとんどすべてに晒されている。
- ヘッジ会計の要求事項について
 - 所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約を企業がヘッジ手段として用いることを認める。
 - 所定の要件が満たされる場合に、変動数量の電力の予定取引をヘッジ対象に指定する。
 - ヘッジ対象をヘッジ手段について用いるのと同じ数量の仮定を用いて測定する。
- 開示要求について
 - 所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約が企業の財務業績並びに企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする開示要求を追加する。

本修正は、2024年12月に最終化される予定である (本稿執筆時点)。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、特定の特徴を有する再生可能電力に係る売買契約についての修正を提案」²は、本修正案を解説している。

2 本誌2024年7月号 (Vol.575) iGAAP in Focus財務報告「IASBは、特定の特徴を有する再生可能電力に係る売買契約についての修正を提案」を参照いただきたい。

不確実性及び金融リスクの開示

金利及びインフレ・リスク

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか（特定のローン・コミットメントのような、財政状態計算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエクスポージャーを含む）、及びこれらのリスクをどのように管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒されている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によって純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感応度分析を提供する必要がある。企業は、適切な場合には、合理的に可能性のある金利の変動の範囲が、最近の金利の変動を反映していることを確保しなければならない。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析を提供することが適切な場合がある。

IFRS第7号40項(c)で要求されているように、企業が感応度分析の作成に使用する手法及び／又は仮定を変更する場合（例えば、マクロ経済環境の変化に対応して）、当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リスクにさらされている金融機関の場合である（特に、一部の法域の商業用不動産のようなセクター）。企業は、リスク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示しなければならないかどうかを検討しなければならない。

流動性リスク

企業の流動性リスクを財務諸表の利用者が理解することに役立つように、IFRS第7号は、金融負債の契約上の満期を表形式で開示することを要求しており、重要なことに、流動性リスクをどのように管理しているかの説明を要求している。IFRS第7号B11D項は、満期分析に割引前の契約キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リスクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約によって提供される延長したファイナンスの条件に依存する企業は、当該契約の影響（例えば、契約条件、財務諸表への影響。新たに導入された開示要求について「サプライヤー・ファイナンス契約」を参照）が適切に開示されていることを確認しなければならない。実際、金融機関が当該契約を撤回した場合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の負債を決済する能力に悪影響を与える可能性がある。同様の考慮事項は、ファクタリング契約への依存に関しても関連性がある場合がある。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれる特約条項（covenants）を遵守する企業の能力に影響を与える可能性がある。この場合、企業は、非流動に分類されている負債が報告期間後12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利

用者が理解できるようにする情報を開示するIAS第1号76ZA項の要求事項を検討しなければならない。

関連する新たに導入される要求事項について、「負債の流動又は非流動への分類」も参照。

不確実性と公正価値測定及び開示

現在のマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレベルが高まる可能性がある。公正価値の変動は、企業の財政状態及び業績に重要性がある影響を与える可能性がある。例えば、投資不動産が公正価値モデルを適用して会計処理される場合、又はIAS第36号適用の減損テストを実施する目的の資金生成単位（CGU）の回収可能価額が、処分コスト控除後の公正価値に基づいている場合である。公正価値の測定及び開示は、現在のマクロ経済状況を反映することが重要である。これには、これまで使用していた方法又は仮定の変更が要求される場合がある。

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動が低下しているため、関連性のあるデータが限定されていることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比較可能な取引アプローチを使用して見積った公正価値が、その状況における価値の合理的な範囲内にあることを確認するために、追加の評価方法を適用する必要がある場合がある。使用した評価技法及び仮定について、明確で企業固有の情報を提供しなければならない。また、企業は、（評価技法の変更及び公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のような）評価測定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS第13号「公正価値測定」91項の要求事項を考慮する必要がある。さらに、企業は、還元利回り（capitalisation rate）及び／又は収益率（rate of return）のようなすべての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第13号の開示目的に準拠していることを確認する必要がある。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的でのみ実施される公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに価値がある。例えば、IFRS第7号25項は、償却原価で測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示することを企業に要求している（帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除く）。IFRS第13号で要求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利が上昇する環境下では、金融商品（特に固定金利の債券）の帳簿価額が公正価値に近似しているという結論は、もはや適切ではない可能性がある。

最後に、IFRS第13号93項は、企業が経常的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債のレベル3公正価値測定に関して、追加情報を提供することを要求している。この情報には、観測可能でないインプットの1つ以

上を合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合の定量的情報、当該変更の影響、及び当該変更の影響をどのように計算したかが含まれる。不確実性の状況では、合理的に考え得る代替的な仮定の範囲は広がる可能性がある。感応度の開示は、企業の財務諸表の利用者に意味のある情報を提供するために、十分に詳細でなければならない。

不確実性とIFRS第9号

予想信用損失

IFRS第9号を適用して、予想信用損失（ECL）は、負債性金融商品、リース債権、契約資産、引受ローン・コミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の現在の確率加重計算を反映している。ECLの見積りでは、現在の経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、企業の収益性の低下及び家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用スプレッドの全般的な拡大は、エクスポージャーが12か月ECLから全期間ECLに移行する可能性を高めることにつながる。これは、現在の不確実なマクロ経済環境及び地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を招いた可能性があるという事実を反映している。これは、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、インフレ率及び金利が他のセクターに比べて不均衡な負担を強いられることを反映して、より集中する可能性がある。

ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引が「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そうでない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ

有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まること、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり（connectivity）を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

欧州証券市場監督機構（ESMA）は2023年10月に「The Heat is On: Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements」³と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使用される4つのハイレベルの原則を解説している。

1. 一貫性（Consistency and coherence）：仮定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中で、また構成要素間で一貫しているように見えるか？
2. 補完性：年次財務報告書の非財務セクションに含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか？
3. 相互参照：年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか？
4. 繰返しの回避：情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか？

また、ESMAのレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMAの一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の

3 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041_Report_-_Disclosures_of_Climate_Related_Matters_in_the_Financial_Statements.pdf）

発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所でも気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候関連事項がどのように反映されているかを一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない（例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合）。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の時期及び財務上の影響を開示しなければならない。企業の気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制当局は⁴、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか（又は影響しない）についての説明なしに、（例えば、減損テストで）検討されたことを記述する定型的な開示（boilerplate disclosures）に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。⁵ 異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

該当する場合、企業は、（感応度分析を含む）減損テスト又は認識された引当金において使用した仮定と、気候関連のコミットメント、計画及び／又は戦略との間のずれを説明しなければならない。例えば、このようなずれは、企業の気候関連コミットメントが、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して推定的義務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場合に生じる可能性がある。

非金融資産の減損

気候関連リスク（物理的リスク又は移行リスク）に対するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性がある

る又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する際に使用する見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロー又は割引率に与える影響は、IAS第36号に基づく開示が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシュ・フローに与える影響についての説明を提供しなければならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、企業は、使用した定量化された仮定の開示（例えば、アウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及び金額を含むカーボン・プライシング）、及びそのような定量化の基礎又は情報源（外部証拠に、より大きくウェイト付けしなければならないことに留意する）、関連性がある場合には、感応度分析を考慮しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した期間及び（割引率及び成長率のような）使用した財務上の仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合がある。

さらに、IAS第36号は、CGUの使用価値がCGUの資産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持するために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外することを要求している。場合によっては、この2つを区別することは（たとえば、脱炭素化計画の一環として）容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合がある。

財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要がある場合がある。

- 企業が、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性がある財務上の影響を与えるとは見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実施した評価、行った判断及びそのような結論に達するために使用した期間を開示することを期待している。当該開示は、企業の具体的な状況に合わせて調整しなければならない。
- 法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺することを決定した企業は、その結果としての財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響について、関連する財務諸表の表示科目を含む、適切な開示

4 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回EECSの施行データベースからの抜粋」（項目VII及びVIII）を参照。

5 本誌2022年7月号（Vol.551）A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポートングに対する投資家の要求」が、より詳細に解説している。

が行われることを確認しなければならない。これには、例えば、関連する財務諸表項目（例えば、温室効果ガス（GHG）排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び／又は排出量引当金）の認識、測定及び表示に使用する会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と性質（スキームが強制か又は任意かを含む）、及び取得した、所有する、負っている、消費した又は売却した炭素排出枠又は再生可能エネルギー証書の数量が含まれる。

2024年10月、ESMAは、カーボン・プライシング・プログラムに関連する財務諸表の考慮事項に関する企業の意識を高めることを目的とした公表文書「Clearing the Smog: 財務諸表における炭素排出枠」⁶を公表した。

本文書は、企業が参加した、又は参加する予定のカーボン・プライシング・プログラムの契約上の特徴、及び企業（そのインダストリー又はセクター）が従う可能性のあるその他の要求事項又は規制を慎重に分析するよう企業に促している。契約上の特徴及び商品が異なることにより、会計処理も異なる場合がある。検討すべき論点には以下が含まれる。

- カーボン・プライシング・プログラムは、IFRS会計基準における資産の定義を満たす権利を生じさせるか？その場合、資産の性質、認識の時期及び測定はどうか？
- 企業は炭素排出枠を取得する義務を有するか？その場合、負債はいつ認識しなければならないか？どのように測定しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムが生み出す収益又は費用の項目の性質は何か、また、これらの金額はどの時点で認識しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムに関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書においてどのように分類しなければならないか？
- 財務情報の利用者がカーボン・プライシング・プログラムの影響を理解するためには、どのような開示が必要か？

- グリーン・ファイナンス（例えば、ESGインデックス・ローンの発行）を行う金融機関は、財務諸表の利用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情

報の開示を検討する必要がある（例えば、金融商品の主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フローへの影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのように管理しているか）。また、企業の会計方針の適用に重大な判断が伴う場合、例えば、ESG連動金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び／又は元本残高に対する利息の支払であるかどうかを評価する場合にも、開示が要求される場合がある。

IFRS第9号及びIFRS第7号の最近の修正（以下の「主な新しい会計上の要求事項」も参照）により、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを企業がどのように評価するかに関する要求事項が変更された。これは、ESGにリンクする要素を有する金融資産にこれらの要求事項を適用することを支援することを目的としており、そのような金融商品が償却原価で測定される可能性が高まる。

本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度に発効するが、企業は、それ以前の期間にすべての修正又は金融資産の分類に関連する修正のみを早期適用することが認められる。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポートに対する投資家の要求」⁷は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物である「In Brief: IFRS基準と気候関連の開示」⁸及びIASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」⁹によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。さらに、

- 2024年4月、IFRS解釈指針委員会は、財務諸表における気候関連コミットメントの影響を評価するために実施すべき分析を説明するアジェンダ決定を公表した。
- 2024年7月、IASBIは、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性—設例案」を公表した。IASBは、企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する8つの設例をIFRS会計基準に

6 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68_Statement_Clearing_the_smog_-_Accounting_for_Carbon_Allowances_in_the_FS.pdf）

7 本誌2022年7月号（Vol.551）A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポートに対する投資家の要求」を参照いただきたい。

8 IASBのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf>）

9 日本語訳についてASBJのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/press_release/y2023/2023-0704.html）

追加することを提案している。設例案は大半が気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他の種類の不確実性にも同様に適用される。EDのコメント期間は2024年11月28日に終了した。iGAAP in Focus財務報告「IASBは、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性についての設例案を提案」¹⁰は、設例案を解説している。

サステナビリティ報告の動向

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

ISSBの目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することである。

現在までに、ISSBは、最初の2つの基準を公表している。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」である。

- IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項を示している。
- IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。基準は2024年1月1日に発効するが、法域が基準をアドプションしたときのみ強制適用されることになる。30を超える法域が、法的又は規制上のフレームワークにおいて、IFRSサステナビリティ開示基準を使用することをすでに決定した又は導入する段階である。これらの法域は、GDPベースで、グローバル経済の半分超を示している。デロイトの「法域ごとのIFRSサステナビリティ開示基準のアドプション」¹¹は、ISSB基準をアドプションした又はアドプションする過程にある法域の概要を提供している。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公

表」¹²は、IFRS S1号及びIFRS S2号の主要な要求事項を解説している。

重大な域外への広がりをもつ法域の進展

欧州連合の企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

CSRDの対象となる企業範囲は広く、限定的な例外はあるものの、EUの規制市場に証券を上場している (非EU企業を含む) 企業が含まれる。その範囲は、(非EUの親会社のEU子会社を含む) 特定の非上場のEU企業にも拡大している。

ESRSの最初のセットには、以下が含まれる。

- 以下を取り扱う2つの横断的基準：
 - サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に企業が準拠すべき全般的な要求事項 (ESRS 1)。これには、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれる。
 - 活動のセクターに関係なく (すなわち、セクター共通)、サステナビリティのトピック横断的に、すべての企業に適用される全般的開示 (ESRS 2)
- セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスのトピックをカバーする10のトピック別基準

CSRDは、異なる種類の企業について、ESRSに従った強制開示の発効日を指定している。企業の最初のグループは、2024年1月1日以後開始する期間にESRSを適用することが要求される。新しい要求事項への効果的かつタイムリーな移行に必要な時間と労力は、かなりのものになる可能性がある。したがって、データ収集、内部統制及び強制される保証の要求をサポートする手続に関する重要な組織上の決定は、慎重に検討する必要がある。

これらの要求事項を適用する企業にとって、次の文書が利用可能である。

- 2024年11月、欧州委員会 (EC) は、2024年8月に草案として公表した90のよくある質問 (FAQ) ¹³のセットを官報 (official journal) に公表した。FAQは、ESRS、タクソノミ規則開示、デジタル・フォーマッ

¹⁰ 本誌2024年11月号 (Vol.579) iGAAP in Focus財務報告「IASBは、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性についての設例案を提案」を参照いただきたい。

¹¹ IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/special-topics/sustainability/issb-adoption-tracker)

¹² 本誌2023年9月号 (Vol.565) iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を参照いただきたい。

¹³ EUの官報 (Official Journal) の該当ページを参照いただきたい。(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202406792)

トの要求事項、保証、サステナブル・ファイナンス開示規則に関する多くのFAQとともに、CSRDに基づく特定のサステナビリティ報告の要求事項の解釈を明確にしている。

- 2024年5月、EFRAGは、EFRAG IG1号「重要性評価」、EFRAG IG 2号「バリューチェーン」、EFRAG IG 3号「詳細なESRSデータポイント」及び付属する説明文書の3つのESRS適用ガイダンス文書を公表した。さらに、EFRAGは、EFRAG ESRS Q&Aプラットフォームを通じて受け取ったテクニカルなESRSの質問を含む説明文書の編集物を公表した。これらEFRAGの文書には権威がない。

2024年7月、ESMAは、大規模な企業によるESRSの最初の適用に関する公表文書¹⁴を公表し、ESMAの見解では、ESRSサステナビリティ報告の作成に特に関連性がある5つの注目すべき領域を強調した。

- 高品質のサステナビリティ報告を促進するためのガバナンス体制及び内部統制を確立する。
- ダブル・マテリアリティ評価を適切に設計及び実施し、透明性を確保する。
- 移行に関する救済措置の使用について透明性を保つ。
- 明確に構造化され、デジタル化に対応したサステナビリティ・ステートメントを作成する。
- 財務諸表とサステナビリティ報告との間のつながりを創造する (create)。

さらに、ESMAは、新しい要求事項を適用する際にECからのガイダンスを慎重に検討することの重要性を強調し、基準と例示の実務における使用に関する洞察を提供するEFRAGのサポート資料を参照することを強く推奨している。

ESMAは、2024年の共通の施行優先事項において、サステナビリティ・ステートメントに関連する優先事項として以下の項目を識別している。

マテリアリティに関して、ESMAは、

- マテリアリティ評価プロセス自体について、影響を受ける利害関係者とのエンゲージメントに関するものを含め、詳細な開示の必要性を強調する。
- マテリアリティに関係なく、特定の開示要求 (DR) 及びそのデータポイントが強制されることをリマインドする。
- 重要性があるIROについてESRSが取り扱っていない場合、又はESRSが十分に取り扱っていない場合には、企業固有の情報が要求される一方で、そのような情報は、それが重要性があり、ESRS

第1号に記載されている情報の質的特性を満たす場合にのみ含めるべきであることを強調する。

- サステナビリティ・ステートメントで準拠したDRをページ及びパラグラフ番号を含めて列挙し、ESRS第2号付録Bに列挙されている他のEU法規から派生したすべてのデータポイントの表を含め、識別された、インパクト・リスク・機会 (IRO) が企業固有の開示ではなくDRを適用することによってカバーされているかどうかを示す要求事項を強調する。

サステナビリティ・ステートメントの範囲及び構成に関して、ESMAは、

- サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業のものでなければならないことをリマインドする。
- (経過的な救済措置の適用を条件として) サステナビリティ報告書で提供される情報は、企業のバリューチェーンにつながりがある (connected) 重要性があるIROに関する情報を含むように拡張されていることに留意する。
- 過去にサステナビリティ報告書の代替的な表示形式に大きく依存していた企業に対して、そのアプローチがESRS第1号に規定されたサステナビリティ報告書の構成に準拠しているかどうかを評価することを推奨する。
- 内部の相互参照及び参照による組込みを使用する意向である企業は、報告される情報へのアクセス及び理解の促進を含む全般な表示目的を準拠していることを確認することを推奨する。
- 金額又はその他の定量的情報がサステナビリティ・ステートメントと財務諸表の両方に含まれている場合、ESRS第1号124項は前者から後者への参照を要求することをリマインドする。

EUタクソノミに関して、ESMAは、

- 開示委任法 (Disclosure Delegated Act) に定められたテンプレートの使用は、適応又は修正を伴わず、企業の経済活動の適格性及び調整のレベルとは無関係に、強制されることをリマインドする (テンプレートは、非常に限られた状況でのみ省略できる)。
- 経済活動が複数の環境目標の対象となる状況に特に注意を払うことを企業に要求する、二重計上を避けることの重要性を強調する。このような状況では、最も関連性の高い目的を太字で示さなければならない、開示要求を適切に適用するために、企業がテンプレート内の数行にわたって活動を分解することが要求される場合があることを強調する。
- 売上高及びCapEx KPIに含まれるさまざまな構成

14 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-07/ESMA32-992851010-1597_-_ESRS_Statement.pdf)

要素は、財務諸表への参照を含めなければならないことをリマインドする。

- ESRS E1-1は、気候変動緩和のための移行計画に関する開示を要求していることに留意し、これには、活動とEUタクソノミとの整合性に関する目的又は計画の説明が含まれ、EUタクソノミの開示と移行計画の開示との間の整合性の重要性を強調する（該当する場合）。
- 金融機関が、KPIから除外されたエクスポージャーについて、タクソノミの整合性の見積りを自発的に開示する場合、又はタクソノミの整合性を示すための情報を欠いている場合、そのような開示は必要なKPIから明確に分離され、適用されるメソドロジーに関する適切な説明を含まなければならないことに留意する。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の最終化」¹⁵は、ESRSの1stセットを解説している。
- iGAAP in Focus「EUタクソノミー企業報告の要求事項」¹⁶は、EUタクソノミ規則の要求事項を解説している。
- iGAAP in Focus「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく『適正な表示』」¹⁷は、CSRDの下での「適正な表示」に関連する考慮事項及びサステナビリティ報告書の作成に対する影響について解説している。

相互運用可能性のガイダンス

2024年5月、IFRS財団とEFRAGは、IFRSサステナビリティ開示基準とESRSの両方を適用する企業を支援する相互運用可能性のガイダンス¹⁸を公表した。このガイダンスでは、2つの基準間の整合（alignment）の概要を示す。ESRSにおけるファイナンシャル・マテリアリティの定義は、IFRSサステナビリティ開示基準における重要性の定義と整合しており、共通に定義されている用語が多数あり、気候に関するIFRSサステナビリティ開示基準の開示のほとんどすべてがESRSに含まれていることを指摘している。

しかし、これは、企業が1つの基準を適用することで、自動的に他の基準への準拠を主張できることを意味するものではない。両基準を一緒に適用する場合は、それぞれの基準の目的及び要求事項を考慮するよう注意する必

要がある。例えば、それぞれの基準、特にESRSで規定されている追加の気候関連開示要求で識別していることを確認する必要がある。さらに、ESRSは、一般目的財務報告書の利用者よりも幅広い関係者の情報ニーズを満たすことを意図していることに留意する必要がある（ダブル・マテリアリティの原則を適用していることを前提として）。

相互運用性ガイダンスは、関連性がある基準と併せて読まなければならない。企業は、IFRSサステナビリティ開示基準又はESRSの要求事項を満たすために、当該ガイダンスに単独で依拠することはできない。

米国

● 証券取引委員会（SEC）

2024年3月、米国SECは、外国登録企業を含む登録企業に対し、年次報告書及び登録届出書において気候関連の開示を要求する規則を採択した。本規則は、適用を2025年から2033年まで段階的に導入することを示している。その後、SECは、最終規則に異議申立の司法審査が行われるまでの間、最終規則の発効日を自主的に延期（一時停止）した。訴訟の結果は不明であり、審査には数か月以上かかる可能性があるため、SECが最終規則の現行の強制適用日を維持するか延期するかは不明である。

財務諸表において要求される開示には、次のものが含まれる。

- 異常気象現象及びその他の自然条件による財務諸表への影響、及び企業の財務上の見積り及び仮定についての重要性がある影響
 - カーボン・オフセット、及び再生可能エネルギークレジット又は証書（REC）が企業の気候関連のターゲット及びゴールを達成するために重要性がある要素（material component）である場合、カーボン・オフセット及びRECのロールフォワード
- 財務諸表外で求められる開示には、以下のものが含まれる。
- 大規模早期提出会社及び早期提出会社の場合、重要性があるスコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出量。段階的に導入される保証の要求事項がある。
 - ガバナンス及び重要性がある気候関連リスクの監督
 - 企業の戦略、ビジネス・モデル及び見通しに対する気候変動リスクの重要性がある影響
 - 重要性がある気候関連リスクのリスク管理プロセス
 - 重要性がある気候に関するターゲット及びゴール

15 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/esrs-final>）

16 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/eu-taxonomy>）

17 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/audit/crd/jp-crd-igaapinfocus-20241010.pdf>）

18 IFRS財団のウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/ifrs-foundation-and-efrag-publish-interoperability-guidance/>）

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「米国SECが、環境関連の開示を要求するルールを適用」¹⁹では、このルールについて詳しく解説している。

●カリフォルニア

2023年10月、カリフォルニア州知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供することを、一括して要求する3つの法案に署名した。

法案SB-253「気候関連企業データ説明責任法 (Climate Corporate Data Accountability Act)」及びSB-261「温室効果ガス：気候関連の財務リスク (Greenhouse Gases: Climate-Related Financial Risk)」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリー共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案であるAB-1305「自主的な炭素市場開示 (Voluntary Carbon Market Disclosures)」は、気候関連の排出権のグリーンウォッシングに対抗することを目的としており、カリフォルニア州内で自主的なカーボン・オフセット (VCO) を市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の気候関連排出権を行う企業 (VCOを購入又は使用しているかどうかにかかわらず) に対する要求を定める。

SB-219「温室効果ガス：気候に関する企業の説明責任：気候関連の財務リスク」は、2004年9月に署名され、SB-253の準拠に伴う財務上の負担を軽減することに役立てるために、以下のことを認めている。

- 企業が、連結親会社レベルでの排出量開示報告書を提出する。
- カリフォルニア州大気資源局は、スコープ3のGHG排出量報告のスケジュールを設定する。

SB-253及びSB-261に対する異議申立は続いている。2024年1月に提訴した「Chamber of Commerce of the United States of America v. California Air Resource Board」の原告は、SB-253とSB-261が「気候変動に関連する言論を違法に規制しようとしている」と主張し、これらの法案は憲法修正第1条及びその他の連邦法に違反していると主張している。彼らは、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に対し、SB-253及びSB-261を無効と宣言し、いかなる強制力も効力もないと宣言するよう求めている。しかし、SB-253及びSB-261は、そのような異議申立が解決されるまで引き続き有効である。

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「カリフォルニア州の気候法—新しい州議会法案での報告期限に変更なし」²⁰は、州議会法案の内容を説明している。

気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)

IFRS S1号及びIFRS S2号の公表後、金融安定理事会 (FSB) は、TCFDがその権限を果たしたと結論付け、ISSB基準がサステナビリティ開示のグローバルなフレームワークとして機能するべきであることを認識した。そのため、FSBは、2024年から気候関連情報開示のモニタリングを、TCFDからIFRS財団に移管することを発表した。

しかし、TCFDの報告義務の対象となる企業は、関連性がある当局がISSB基準に基づく報告を認める又は要求するように要求事項を修正しない限り、TCFD提言に沿った開示を継続しなければならない。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。たとえば、2022年に英国財務報告評議会 (FRC) は、TCFDの開示及び財務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- 粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業 (business)、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。また、リスク及び機会の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれず、代替的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に相殺されるという印象を与えないために重要である。
- 他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFDの開示

¹⁹ IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/sec-climate-rule)

²⁰ IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2024/california-climate-update)

は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート内での企業による全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポートの他の要素と統合しなければならない。

- **重要性（マテリアリティ）**—企業は、TCFDの全セクターガイダンス及び補足ガイダンス²¹をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は、省略の理由を含めなければならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。
- **TCFDと財務諸表開示のつながり**—TCFD報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。
- **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。
- **リスク管理**—気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語のみで説明するのではなく、可能な限り定量化しなければならない。これは、気候関連の機会の影響が、リスクの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回らないかもしれないかを示す上で特に重要である。
- **指標と目標**—指標は、スコープ1及び2の排出量のみならず焦点を絞るのではなく、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。
- **保証**—企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み（Verified）」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。
2023年7月、英国FRCは、気候関連の指標と目標の開示の品質に関するテーマ別レビューの結果を公表し

た。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上していることを示している。しかし、報告書は、以下の点を指摘している。

- 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストーンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較可能性は依然として困難である。
- 表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難しいと感じている。
- 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについての説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」気候に関する定型的（ボイラプレート）な文章は、影響に関する洞察をほとんど提供しない。
気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的なTCFD開示を提供している、又はISSB基準又はESRSを適用してサステナビリティ関連情報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ（この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」で定義されている）の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題にますます直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は超えるかどうかを含む、超インフレのいくつかの特徴が含まれている。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を適用するべきかを決定することも難しい可能性がある。
- 現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている状況での、企業の機能通貨を決定する際の困難。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS第29号は、（その経済で活動する企業によってではなく）機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」では、「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨（親会社の機能通貨など）を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で

21 TCFDのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.fsb-tcf.org/publications/#implementing-guidance)

換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」²²は、通貨が交換可能である場合及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023年8月にIASBが公表した「交換可能性の欠如」（IAS第21号の修正）を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号122項及び125項で要求されているように開示を提供しなければならない。

2024年10月に公表された国際通貨基金（IMF）の直近のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経済は、2024年12月31日以後終了する報告期間の財務諸表においてIAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- アルゼンチン
- エチオピア
- ガーナ
- ハイチ
- イラン
- ラオス（新規）
- レバノン
- マラウイ（新規）
- シエラレオネ
- 南スーダン（新規）
- スーダン
- スリナム
- シリア
- トルコ
- ベネズエラ
- ジンバブエ

イエメン

イエメンは、2024年6月30日以後終了する報告期間について、もはや超インフレ経済として識別されない。

エジプト

2024年9月現在、エジプトの3年間の累積インフレ率は100.6%であった（エジプト中央銀行による）。直近数か月におけるインフレは大幅に鈍化している。2024年10月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書には、2024年12月の予測は含まれていなかったが、2025年6月までの3年間の累積インフレ率の予測は100.8%とされていた。現在及び予測される3年間の累積インフレ率が100%をわずかに超えているだけであり、最近のインフレの鈍化を考慮すると、エジプトは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターするべきである。

ナイジェリア

2024年9月時点におけるナイジェリアの3年間の累積インフレ率は103.1%であった（ナイジェリア国家統計局による）が、2024年4月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書においては、2024年に100%を超えるインフレ率は予測されていなかった。また、2024年10月に公表されたIMFの世界経済見通しの報告書では、2024年12月までの3年間の累積インフレ率の予測は下方修正され（101.8%）、新たに開設されるダンゴテ石油精製所が2024年末から2025年にかけてインフレに大きな抑制効果をもたらすと予想されている。その結果、ナイジェリアは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターするべきである。

今後数か月で3年間の累積インフレ率の減少が観察できない場合、エジプト及び/又はナイジェリアは、2025年6月30日以降の報告期間において超インフレ経済として識別される可能性がある。

その他の国

2024年11月15日現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ、ブルンジ、ミャンマー、パキスタン及びスリランカが含まれる。特にブルンジはインフレが進行傾向にあり、2025年初頭に3年間の累積インフレ率が100%を超える可能性がある。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

主な新たな会計上の要求事項

今後の会計上の要求事項の完全なリストについては、このニュースレターの付録を参照いただきたい。

2024年1月1日以後開始する事業年度に発効

負債の流動又は非流動の分類

2020年及び2022年のIAS第1号の修正は、

- 決済が、現金、資本性金融商品、他の資産又はサービスの相手方への移転を指すことを明確にする、「決済」の定義を導入する。
- 負債の流動又は非流動としての分類は、報告期間の末日現在に存在する権利に基づくことを明確化する。
- 分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての見込みの影響を受けないことを規定する。
- 決済を少なくとも12か月にわたり延期する企業の権利に対する、特約条項（covenants）の影響を規定する。
- 財務諸表の利用者が特約条項付の非流動負債が12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるリスクを理解できるように、注記で情報を開示する要求事項を

²² 本誌2023年10月号（Vol.566）iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」を参照いただきたい。

導入する。

特に、本修正は、企業が報告期間の末日以前に遵守することが要求される特約条項のみが、報告日から少なくとも12か月にわたり、負債の決済を延期する企業の権利に影響を与えることを規定している。逆に、報告期間の終了後にのみ遵守が要求される特約条項は、そのような権利が存在するかどうかに影響を与えない。ただし、企業が将来の特約条項を遵守することに困難がある可能性があるから見込んである場合には、企業はこのリスクに関する情報を（上記のとおり）開示し、継続企業及び流動性リスクへの影響を検討しなければならない。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」²³は、IAS第1号の主要な修正点を解説している。

サプライヤー・ファイナンス契約

2023年、IASBは、企業に対してサプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を要求するよう、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号を修正した。この情報には、次のものが含まれる。

- サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件
- 関連する負債の帳簿価額及びこれらの金額が表示されている科目
- サプライヤー・ファイナンス契約に関連する金融負債と、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な営業債務の両方の支払期日の範囲
- 仕入先がすでに資金供給者から支払を受けている負債の帳簿価額

これらの開示要求の目的は、サプライヤー・ファイナンスの契約が企業の負債及びキャッシュ・フロー、及び流動性リスクへのエクスポージャーに与える影響を、企業の財務諸表の利用者が評価できるようにすることである。当該目的を達成するために、すべての重要性があるサプライヤー・ファイナンス契約に関して要求される情報を作成する際に、以下を考慮しなければならない。

- 異なる条件を有する契約の条件は、別個に開示しなければならない。企業は、使用する集約（又は分解）のレベルが、重要性がある情報を省略又は不明瞭にしないことを確保しなければならない。
- 支払期日の範囲が広い場合、追加の範囲（例えば、階層別の範囲）を開示する、及び／又は範囲を定義する際に行った判断に関する情報を提供する必要がある場合がある。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及びIFRS第7号を修正」²⁴は、IAS第7号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

2026年1月1日以後開始する事業年度に発効

金融商品の分類及び測定の見直し

2024年5月IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号を修正し、以下の項目を取り扱う「金融商品の分類及び測定に関する修正」を公表した。

- 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
- 金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的な契約条件
- 金融資産の分類—ノンリコース要素を有する金融資産
- 金融資産の分類—契約上リンクしている商品
- 開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVTOCI）として指定した資本性金融商品に対する投資
- 開示—偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」²⁵は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

2027年1月1日以後開始する事業年度に発効

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月、IASBは、IAS第1号を置き換えるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。新基準は、IAS第1号の要求事項の多くを変更せずに引き継ぎ、以下の新しい要求事項でそれらを補完する。

- 純損益計算書において、指定された区分（営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業）と定義された小計を表示する。
- 財務諸表の注記における経営者が定義した業績指標（MPM）に関する開示を提供する。
- 集約と分解を改善する。

IAS第1号の要求事項の一部は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及びIFRS第7号に移動する。IASBはまた、IAS第7号及びIAS第33号「一株当たり利益」に若干の修正も行う。

23 本誌2023年1月号（Vol.557）iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」を参照いただきたい。

24 本誌2023年8月号（Vol.564）iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及びIFRS第7号を修正」を参照いただきたい。

25 本誌2024年8月号（Vol.576）iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」を参照いただきたい。

iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」²⁶は、IFRS第18号の主要な要求事項を解説している。

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024年5月、IASBは、要件を満たす子会社が財務諸表にIFRS会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。

子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。

IFRS第19号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、そのような子会社は、連結、個別又は単独財務諸表に適用が可能である。

新基準は、2027年1月1日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」²⁷は、IFRS第19号の主要な要求事項を解説している。

主な最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

2024年6月IFRS解釈指針委員会アジェンダ決定「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」

本アジェンダ決定は、IFRS第8号「事業セグメント」の23項(f)の、各報告セグメントに関して、IAS第1号97項に従って開示する重要性がある収益及び費用の項目を開示するという要求事項を考慮している。

アジェンダ決定で強調された主要なポイントは次のとおりである。

- 企業は、以下いずれかの場合に、各報告セグメントに関して所定の金額を開示することが要求される。
 - たとえ最高経営意思決定者（CODM）に個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれる場合
 - たとえセグメント純損益の測定値に含まれていなくても、CODMに定期的に提供されている場合
- 開示すべき重要性がある項目には、IAS第1号98項に列挙されている項目（例えば、資産の評価減、リスト

ラクチャリング費用又は処分損益）が含まれるが、これらに限定されない。

- 企業は、純損益計算書に表示又は注記に開示されている収益及び費用の各項目を、報告セグメント別に開示することは要求されない。
- 各報告セグメントについて開示すべき情報を決定するにあたり、企業は判断を適用し、以下の点を考慮する。

-IAS第1号における重要性及び集約の原則

-IFRS第8号の中核となる原則。その原則は、企業が、その企業が従事している事業活動及び事業を営んでいる経済環境の性質及び財務上の影響、及び財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報を、企業が開示することを要求している。

企業は、以下の場合、セグメント情報で開示されている情報がIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の説明資料と整合しているかどうかを検討しなければならない。

- （たとえCODMに個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、）CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に重要性がある収益及び費用の項目が含まれる場合。
- （たとえセグメントの純損益の測定値に含まれていなくても、）そのような重要性のある項目に関する情報がCODMに提供されている場合。

最近適用された会計上の要求事項

IFRS第17号「保険契約」

IFRS第17号「保険契約」は、2023年1月1日以後開始する事業年度に発効した。2024年10月、ESMAは「From “black box” to “open book” ?—IFRS第17号『保険契約』の最初の適用による証拠」²⁸を公表し、欧州の保険会社のサンプルの財務諸表のレビューからの所見及び推奨事項を提供している。

IFRS第17号の継続的な適用に関連する事項について、ESMAは、会計方針、判断及び見積りに関連する開示が、しばしば企業固有のものではなく、又は限定的な場合では欠落していると指摘している。この点に関して、本報告では、例を挙げている。

また、一部の企業が、財務諸表の外（例えば、経営者による説明又はリスクレポート）において、財務諸表からの相互参照の使用を含む、保険契約から生じるリスクの性質及び範囲に関する開示を表示していることを、ESMAは観察しているが、これはIFRS第17号では認め

²⁶ 本誌2024年6月号（Vol.574）iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」を参照いただきたい。

²⁷ 本誌2024年8月号（Vol.576）iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」を参照いただきたい。

²⁸ ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-1188985980-1046_-_From_black_box_to_open_book.pdf）

られていない。IFRS第17号が要求する開示は、財務諸表の注記に含めなければならない。

その他の報告に関する検討事項

重要性がある会計方針、重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

不確実性のある時代に報告する場合、財務諸表の利用者に、財務情報を作成する際の重要な仮定と行った判断を理解できるようにする十分な情報を提供することが特に重要である。企業の特定の状況に応じて、本ニュースレターで解説している領域の多くは、IAS第1号122項から133項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務上の影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。（これは、提供する情報が企業固有であることを要求する。）
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（本ニュースレターで解説されている経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家がこの影響を完全に理解するためにこの情報を

必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を定量化する。

- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変更を説明する。

最後に、重要性がある会計方針の開示は、企業固有のもの、すなわち、企業が適用する会計方針及び評価方法を含めなければならない。

IFRS in Focus「主要な判断と見積りの開示にスポットライトを当てる」²⁹は、重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示についてのより詳細を解説している。

継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告日から少なくとも12か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。

経営者が企業を清算もしくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、財務諸表は継続企業に基づいて作成される。評価を行う際、継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連する重要性のある不確実性を経営者が認識している場合、企業は、当該不確実性又は重要性のある不確実性は存在しないという結論に達するために取られた重要な判断を開示しなければならない。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表した。このガイダンスは、デロイトのIFRS in Focus「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資料を公表」³⁰に要約されている。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は数年前から企業が適用してきたが、規制当局は、この分野における執行活動において引き続き重大な発見事項を得ている。これらの発見事項は、多くの場合、不適切な開示、特に収益認識に関連して行われた重大な判断に関連している。企業は、財務諸表に含める情報の適切性及び明確性を、例えば以下の点で考慮しなければならない。

- すべての重大な収益の源泉。具体的な会計方針、収益認識の時期、一定の期間にわたる収益認識の基礎、適

²⁹ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-ifrsinfocus-20170501.pdf>）

³⁰ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-ifrsinfocus-20210120%20.pdf>）

用する方法論を含む。

- 契約、特に長期契約がIFRS第15号の適用範囲における顧客との契約の定義を満たしているかどうかを評価する際に行った重大な判断
- 企業が顧客に財又はサービスを提供する際に、企業が本人又は代理人として行動しているかの評価（例えば、企業がオンライン・ショッピングのプラットフォームを運営している、又はソフトウェアのライセンスなどのサービスを提供する場合）
- 企業が既存の契約について認識すると見込んでいる収益の金額及び時期に関する情報を開示するIFRS第15号120項の要求事項。この情報には、見積りを決定する際に使用した重大な判断、及び変更による潜在的な影響の説明を含めなければならない。企業は、例えば、期中の新規契約及び解約された契約、発行した請求、グループ構造の変更（例えば、企業結合又は処分）の影響、為替の変動の影響を示す、残存履行義務の期首残高と期末残高の間の調整表を含めることを検討する場合がある。

さらに、顧客との長期契約（例えば、工事契約）では、対応する義務の履行が複数の事業年度にまたがっているため、しばしば収益及びコストに関して不確実性が生じる。現在のマクロ経済環境を考慮すると、企業は、特に収益が一定の期間にわたって認識される場合に履行義務の完全な充足に向けて進捗度を測定する際に、使用する予測が合理的で裏付け可能であることを確認しなければならない。契約が不利になった場合、IAS第37号を適用して引当金を認識及び測定し、IAS第37号の開示要求を適用しなければならない（特に、経済的便益の流出の量又は時期の不確実性の開示、及び関連性がある場合には、将来の事象に関して行われた主要な仮定の開示について）。

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローの適切な報告は、投資家及び規制当局にとって引き続き焦点が当たる分野である。規制当局が提起した主要な問題には以下が含まれる。

- キャッシュ・フローの営業、投資、又は財務への分類は、IAS第7号の定義に準拠しなければならない。
- 現金及び現金同等物として表示する金額は、IAS第7号の規準を反映しなければならない。特に、
 - 要求払債務で、企業の資金管理の不可欠な部分の一部となっている銀行当座借越のみを、現金及び現金同等物の構成要素として含めなければならない。銀行の借入枠は、実務において残高がマイナスとプラスの間で通常は頻繁に変動しない場合、財務活動の一部として表示しなければならない。
 - 取得時に満期が3か月以内の短期投資のみが、通常、現金同等物として適格である。

- 現金及び現金同等物の構成要素は開示しなければならない。
- 限定的な状況を除き、キャッシュ・フローは総額ベースで表示しなければならない。
- 非資金取引は、キャッシュ・フロー計算書に表示してはならない。
- 投資及び財務活動に関連する重要性がある非資金取引は、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- キャッシュ・フローの分類に関する重要性がある会計方針及び判断（例えば、利息、配当金、制限の対象である現金）を開示しなければならない。

法人所得税及び繰延税金資産の認識

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損が損失を生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号「法人所得税」を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされた結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在のマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

税源浸食と利益移転に関するOECD/G20の包括的枠組み

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第2

の「柱」として合意された15%のグローバル・ミニマム課税についてテクニカル・ガイダンス³¹を公表した。このガイダンスは、2021年12月に合意し公表された³²グローバル税源侵食防止（GloBE）ルールの適用及び運用について詳しく説明している。これは、収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業（MNE）が、事業を行う各法域で発生する所得に対して少なくとも15%の税金を支払うことを保証するための調整されたシステムを構築する。

第2の柱モデルルールの対象となる可能性のある企業は、営業を行っている法域における法制化のプロセスをモニターし、いずれかの法域において第2の柱の法制が制定（又は実質的に制定）されているかどうかを評価する必要がある。

第2の柱の法制が発効した場合に要求される開示

第2の柱の法制が発効してから、企業は、該当する場合、第2の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）を区分して開示しなければならない。

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である場合に要求される開示

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間、IAS第12号は、企業が報告期間の末日に第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーに関する定性的及び定量的情報を開示することを要求している。その情報は、法制のすべての具体的な要求事項を反映する必要はなく、示唆的な範囲の形で提供することができる。情報が既知でなく合理的に見積可能でもない範囲では、企業は代わりに、その旨の記述及びエクスポージャーの評価における企業の進捗状況に関する情報を開示しなければならない。

これらの開示要求を満たすために企業が開示する可能性のある情報の例には、以下のものがある。

- 企業が第2の柱の法制によりどのように影響を受けるか、及び第2の柱の所得税に対するエクスポージャーが存在する可能性のある主な法域に関する情報のような定性的情報
- 以下のような定量的情報:
 - 企業の利益のうち第2の柱の法人所得税の対象となる可能性のある割合と、それらの利益に適用される平均実効税率を示す。又は
 - 第2の柱の法制が発効していた場合に、企業の平均実効税率がどのように変化したかを示す。

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されてい

い場合に要求される開示

IAS第12号の修正は、法制が制定されている又は実質的に制定されている後に提供する開示を規定しているが、それにも関わらず、企業は、開示がそれ以前の期間に要求されるかどうかを評価しなければならない。

実際IAS第1号17項（c）は、適正な表示のためには、IFRS会計基準が具体的に要求する情報に加えて、財務諸表の利用者が、企業の財政状態及び財務業績に対する特定の事象及び状況の影響を理解できるようにするための開示を提供することを、企業に要求する場合があることを示している。

したがって企業は、事業を行う法域における第2の柱ルールの実施に対するコミットメントのレベルが、これらの1つ以上の法域の税法に第2の柱のモデルルールを組み込むことが予想されることを示しているかどうかを評価しなければならない。この場合、かつ、当該ルールが企業の事業に重大な影響を与える可能性があるとして企業が結論付けた場合には、その事実を関連性のある情報（例えば、上記のIAS第12号の修正により要求される情報）とともに開示しなければならない。

第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーが見込まれない企業

多国籍企業が第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーを見込んでいない、又は当該エクスポージャーに重要性がないと見込んでいないという事実は、（第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーがあると見込んでいない理由とともに）企業が開示を検討すべき関連性のある情報である可能性がある。この情報は、企業の収益が7億5,000万ユーロを超える場合（したがって、第2の柱のモデルルールの範囲に含まれる場合）に、より関連性がある可能性が高い。

企業は、潜在的なエクスポージャーを決定する際に、さまざまな仮定を行うことが要求される場合がある。IAS第1号125項は、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性のその他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する開示を要求している。第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーが重要性がない可能性が高いと企業が評価する場合、それにもかかわらず、例えば、仮定の変更によりエクスポージャーに重要性があることになる可能性があるという重大なリスクを検討するかもしれない。この場合、IAS第1号125項の要求事

31 OECDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/en/topics/policy-issues/base-erosion-and-profit-shifting-beps.html>）

32 OECDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm>）

項を満たすために、さらなる情報を開示すべきかどうかを検討しなければならない。

非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非GAAP指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。

さらにAPMの定義及び計算は、期間にわたり一貫していなければならない。

非GAAP指標又はAPMをマネジメント・レポートに含める場合、企業は、引き続き関連性がある非GAAP財務指標に関するIOSCO声明³³そして代替的業績指標に関するESMAのガイドライン³⁴（2020年に更新）又は法域における同等のものについて、協議しなければならない。

後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、

IAS第36号に基づく減損レビュー又はIFRS第9号に基づく予想信用損失計算、及び合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

企業結合及び他の取得取引

企業結合及び他の類似の取引は複雑になる可能性があり、その会計処理には、例えば、以下の決定のために重大な判断が伴う場合がある。

- 取引が企業結合の定義を満たしているか、又は資産の購入として会計処理しなければならないか。
- 取引が企業結合である場合、企業結合の一部を構成する取引の要素と、別個の取引として会計処理しなければならない要素を識別する（例えば、特定の支払いが購入価格の一部を形成するか、報酬としなければならないか）。
- 当該取引が投資先に対する支配、共同支配、又は重要な影響力をもたらすかどうか。この評価は、議決権以外の要因が関係する場合に特に判断が要求される場合がある。例えば、
 - 株主間の契約に基づく、議決権行使又は取締役の指名に関する特別な権利の存在
 - 投資先が特定の法制度の対象となる場合（例えば、政府機関の関与又は取締役の指名）
 - 例えば、投資先への資本の関与を制限するなど、企業（投資者）が法的規定の対象となるかどうか。
 - 企業又は第三者が保有するオプション又はその他の潜在的な議決権

企業結合及び他の取得取引は非常に重大となる可能性があり、企業は、当該取引の影響及び当該取引をどのように会計処理するかを決定する際に行った重大な判断について明確で整合的な説明を行わなければならない。これには、以下が含まれる場合がある。

- 資産のグループが企業結合であり、IFRS第3号「企業結合」を適用して会計処理しなければならないかどうかを決定する際に伴う判断
- のれんを生じさせる要因の説明。定型的な開示ではなく、対象の企業結合を参照する。
- 条件付対価の取決め説明及び支払額の潜在的な変動性の説明。
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の7項から9項で要求される、支配、共同支配、及び重要な影響力を評価する際に行った重大な判断に関する情報。

33 IOSCOのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf)

34 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf)

2023年12月、IOSCOは、財務諸表で認識及び開示されたのれんの信頼性、忠実な表現及び透明性を向上することを目的とした「のれんの会計処理に関する提言」³⁵を公表した。IOSCOは、財務諸表の作成者に対して4つの提言を行っている。

- すべての識別可能な無形資産を適切に認識し、企業結合で認識したのれんを構成する要因の企業固有の開示を提供する。
- 減損テストで使用される仮定が、合理的で裏付け可能であることを立証するのに十分な証拠を得る。
- のれんの減損テストで使用される仮定と非財務情報開示の整合性を確保する。
- 主要な仮定をどのように決定しているかを含む、のれんの減損テストを明確に開示する。

最後の提言に関して、IOSCOは、好事例には次の開示が含まれることを指摘している。:

- 公正価値又は使用価値がCGU又はCGUのグループの帳簿価額を超える割合（特に、翌事業年度中ののれんの帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある場合）
- 主要な仮定に関連する不確実性の程度。例えば、評価モデルにおける仮定に関する不確実性は、不確実な時間軸を有する可能性のある景気後退からの景気回復に対する将来の期待を伴う可能性がある。
- 主要な仮定に悪影響を与えることが合理的に見込まれ得る潜在的な事象及び/又は状況の変化

IAS第33号「1株当たり利益」

基本的EPS及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の決算発表及び財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。³⁶財務諸表の作成においてなされた重大な判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、EPSの計算にも適用されることに留意すべきである（例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合）。

誤って適用されやすいEPSの計算についてのIAS第33号の要求事項を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行わなければならない。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される普

通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求される。

- 優先株式が資本に分類される場合、基本EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還において生じるプレミアムを含む、優先株式のすべての影響を調整する。

非GAAP指標の使用に関するガイダンス（「非GAAP及び代替的業績指標」を参照）は、調整後EPS数値の表示にも適用される。特に、IAS第33号で要求されているように、EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法（調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む）を明確に開示しなければならない。

期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成する際に最も関連性がある可能性が高い検討領域について、本ニュースレターにおいてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号「期中財務報告」15項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する可能性がある事象の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示されている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計算方法の変更に関するものを含め、要約期中財務諸表の注記において行うべき開示を規定している。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に（例えば、金利の変化の結果として）見積りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年次報告日より見積り方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入れに関するIFRS会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

³⁵ 金融庁のウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20231221/20231221.html)

³⁶ 例えば、2022年9月に公表された英国FRCの1株当たり利益のテーマ別レビューでは、EPSの計算におけるより一般的な誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている。

多くの資産（のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む）については、IAS第36号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評価し（禁止されている以前ののれんの減損の戻入れを除く）、もしそうである場合、回収可能価額（使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方）を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報により、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示することが要求されるかどうかを検討する必要がある。

認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり関連性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取り扱いなければならない。それにもかかわらず、IAS第34号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積り方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

期中財務諸表における第2の柱の法人所得税

IAS第34号B12項に従って、第2の柱の法人所得

税は、期中報告期間において、年間の見積利益総額に適用される税率を使用して計上する。この税率は、年間の見積調整後対象租税額と見積GloBE純所得に基づいて決定される。

見積年次実効税率（AETR）は、期中報告期間の末日までに制定された、又は実質的に制定された税率（及び税法）を使用して見積もらなければならない。

実務においては、期中報告日における予想年次GloBE所得の算定及び予想年次GloBE所得の期中報告期間への帰属には、重大な見積りが伴う場合がある。IAS第34号B14項に記載されているように、利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される場合には、実務的な範囲内で、期中税引前利益の個々の種類ごとに、別々の税率が適用される。しかし、すべての場合に達成可能とは限らず、もし個別の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似値となるものであれば、各種利益全体の加重平均税率が用いられる。

その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる関連性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要がある。現在の不安定で不確実な環境では、期中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、IFRS会計基準で規定されている情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、（年次）財務諸表の完全なセットについてのみに通常要求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況の結果に関する関連性のある情報を提供する場合がある。

付録

新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号第30項は、新しい及び改訂IFRS会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、（年次財務諸表において）開示すること

を企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2024年11月15日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2024年12月31日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2024年12月31日に終了する第1四半期は、事業年度が2024年10月1日に開始することを意味する。同様に、2024年12月31日に終了する第2四半期は2024年7月1日に開始する事業年度を指し、2024年12月31日に終了する第3四半期は2024年4月1日に開始する事業年度を指し、2024年12月31日に終了する第4四半期は2024年1月1日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2024年12月31日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
「特約条項付の非流動負債」(IAS第1号の修正)及び「負債の流動又は非流動への分類」(IAS第1号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS第16号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号及びIFRS第7号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「交換可能性の欠如」(IAS第21号の修正)	2025年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「金融商品の分類及び測定に関する修正」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「IFRS会計基準の年次改善—第11集」	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、更新版IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な

会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間(例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応)を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのぐらいなのであるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。³⁷

³⁷ 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IASBの活動」の「IFRS-IC会議」のページ(https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/ifric.html)を参照いただきたい。

2023年11月 IFRIC Update	IAS第27号「個別財務諸表」—個別財務諸表における親会社と子会社との合併
2024年3月 IFRIC Update	IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」—気候関連コミットメント IFRS第3号「企業結合」—引継期間中の継続雇用を条件とする支払
2024年6月 IFRIC Update	IFRS第8号「事業セグメント」—報告セグメントに係る収益及び費用の開示

以 上